

武道館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

武道館条例施行規則の一部を改正する規則

武道館条例施行規則（昭和61年岩手県規則第92号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合			アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合
第1会議室	[略]	円 <u>640</u>	円 <u>1,470</u>	第1会議室	[略]	円 <u>650</u>	円 <u>1,500</u>
第2会議室	[略]		<u>610</u>	第2会議室	[略]		<u>620</u>
第3会議室	[略]		<u>580</u>	第3会議室	[略]		<u>590</u>
第4会議室	[略]		<u>580</u>	第4会議室	[略]		<u>590</u>
ステージ	[略]		<u>860</u>	ステージ	[略]		<u>880</u>
トレーニング室	[略]	<u>380</u>	<u>830</u>	トレーニング室	[略]	<u>390</u>	<u>840</u>
放送設備（アリーナ）	[略]		<u>660</u>	放送設備（アリーナ）	[略]		<u>670</u>
放送設備（その他）	[略]		<u>580</u>	放送設備（その他）	[略]		<u>590</u>
電光得点盤	[略]	<u>330</u>	<u>660</u>	電光得点盤	[略]	<u>340</u>	<u>670</u>
電光掲示板	[略]		<u>510</u>	電光掲示板	[略]		<u>520</u>
ピアノ	[略]	<u>530</u>	<u>1,070</u>	ピアノ	[略]	<u>540</u>	<u>1,090</u>
[略]				[略]			
レスリングマット	[略]		<u>380</u>	レスリングマット	[略]		<u>390</u>
テント	[略]		円 <u>390</u>	テント	[略]		円 <u>400</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。